



年間手当
第1回団体交渉
速報

秋厚労ニュース

NO 2023号
2024 年 6 月 11 日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018-864-3341
FAX 018-864-3349

妥結

夏期手当2ヶ月

去る6月11日（火）午後3時00分から、JAビル8階中会議室にて、年間手当要求に関する第1回団体交渉が行われ、秋厚労19人、経営側14人が参加しました。

秋厚労は、中央闘争委員会で協議し、夏期手当2ヶ月の回答を評価し妥結しました。

夏期手当
合意内容

夏期手当(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)×2.0ヶ月分

支給日7月12日・基準日7月15日

内容	秋厚労の意見	経営側の意見
年間手当	☆ 夏期手当2.0ヶ月、年末手当2.0ヶ月、年度末手当1.0ヶ月を要求	☆ 年末手当は上半期の経営状況などを鑑みて、しかるべき時期に交渉する。年度末手当は事業計画にない
収支状況	☆ 収支状況が悪く、ベースアップもしたので年間手当が減額されると心配している人がいる	☆ ベースアップの財源は診療報酬のベースアップ評価料。ベースアップをしたから年間手当を減額するという事はない ☆ 収支実績は計画に対し未達。理由は患者数の減少。なぜ減っているのかは人口減など複雑な要素がある ☆ 経営状況は厳しいが、地域に評価される病院をつくるのが大事
時間外労働	☆ 通常業務をしつつ学生指導をして業務が終業時刻を過ぎた場合は時間外手当の対象ではない？	☆ 原則、学生指導自体を17時以降はしないでほしい。業務が終業時刻を過ぎた場合は時間外手当の対象
休憩	☆ 特に準夜勤の時に休憩が取れない。休憩が取れるように業務改善などの対策をしてほしい	☆ 休憩を取るようにすることが大事だが、取れない時は時間外手当を出す
名札	☆ カスタマーハラスメント対策のために、現在の名札（顔写真・名前入り）を変更する予定はあるか	☆ 検討する